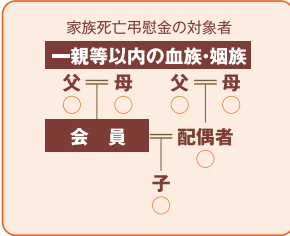


一般給付金の請求について

共済会では、下記の事由が生じた場合、各給付金を支給しております。請求に当たっては、所定の請求書に添付書類を添えて速やかに手続きをお取りください。なお、請求権は各事由が発生してから**1年で無効**となりますのでお気を付けてください。
 ◎今年度お子様が小学校・中学校・高等学校に入学された会員様で、入学祝い請求がまだの方は速やかにご請求ください。
 (請求期限は平成31年3月31日受理までです。)
 なお、入会日が平成30年4月2日以降の会員様は対象外です。

種別	給付金	添付書類(コピー可)
結婚祝い金	3万円	・婚姻届受理証明書等
出産祝い金	5万円	・母子手帳1ページ目(出生届証明を受けたもので、父母子の氏名等が記入されているもの)
入学祝い金	子が小学校に入学したとき	1万円
	子が中学校に入学したとき	2万円
	子が高等学校に入学したとき	3万円
傷病見舞金	継続して14日以上欠勤したとき	1万円
	継続して30日以上欠勤したとき	2万円
	継続して60日以上欠勤したとき	3万円
	継続して90日以上欠勤したとき	4万円
	継続して120日以上欠勤したとき	5万円
	継続して150日以上欠勤したとき	6万円
災害見舞金	継続して180日以上欠勤したとき	7万円
	被災見舞金	10万円以内
死亡弔慰金	本人	10万円
	配偶者	10万円
	父・母(配偶者の父母)・子	5万円
	妊娠22週以上で死産の場合	3万円

添付書類はコピー可です。



(注)本人・配偶者がともに共済会会員の場合
 結婚・出産・入学の各祝金及び災害見舞金・死亡弔慰金については、本人と配偶者のどちらも請求ができます。
 請求書はそれぞれ分けて作成のうえ、ご請求ください。

人間ドック利用助成

助成対象 健康保険適用外の受診で、検査料の全部を自己負担した検査に限ります。 ※当該年度につき一回限り

助成対象検査種類

- ①基準検査項目に準じた健診を行う人間ドック
(一泊・半日・日帰り)
- ②脳ドック、肺ドック等
- ③各種がん健診
- ④PET CT
- ⑤付加健診・オプション 部分
(協会けんぽの一般健診および生活習慣病予防健診の時に追加するものに限ります)
- ⑥胃カメラ、大腸ファイバー

助成額

検査に要した費用の5割、1万円を上限とします。
(円未満切り捨て)

助成対象とならない健診

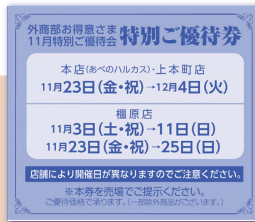
- ①協会けんぽの一般健診
 - ②生活習慣病予防健診
- ※常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回行う定期健康診断(労働安全衛生法66条、労働安全衛生規則第44・45条)は、この人間ドック利用助成対象になりません。

一般給付金及び人間ドック利用助成金の給付について

- ◎各月ごと末締で翌月中旬頃の給付となります。
- ◎給付日のお知らせについては、送金と同時に所属施設長宛にご通知致します。
(請求者には通知致しませんので所属施設長にご確認ください)
- ◎添付書類は、全て写し(コピー)で結構です。

近鉄百貨店特別ご優待会

- ★期 間 11月23日(金)～12月4日(火)等店舗により異なります
- ★取 扱 店 本店(あべのハルカス)・上本町店・橿原店
ご利用方法及びお支払い方法は、同封しています特別優待券をご確認ください。
- ★問 合 先 (株)近鉄百貨店 法人外商第2部第2課
＜担当者＞上瀬(じょうかん) TEL06-6655-7376直通

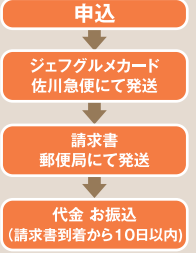


ジェフグルメカードの利用助成



- ★ 幹 旋 金 額 **1セット 4,000円**
(通常1セット(500円券×10枚)5,000円のところ)
- ★ 申 込 単 位 会員お一人につき2セットまで
- ★ 申 込 方 法 事業所で取りまとめて別紙申込書に必要事項を記入の上、ファックスまたは郵送でお申込ください。
申込書到着後に、グルメカード(佐川急便)と請求書(普通郵便)を送付いたします。
- ★ 申 込 期 間 平成30年11月30日までにお申込ください。
詳しくは、別紙をご覧ください。

※申込にあたり、いただきます個人情報については、該当事業にかか
る業務以外には利用致しません。



介護費用見舞金の申請について

共済会では、ご家族の介護に関する給付事業を行っています。

介護費用見舞金……**一律5万円**
 介護費用助成金……**5万円限度内で実額**

- ・この見舞金・助成金は、要介護対象者の年齢にかかわらず、その介護にあたる会員に給付される。
- ・会員資格取得後、親族(2親等以内)が新たに要介護状態になったときに給付される。
- ・介護対象者(2親等以内)： 祖父母・義祖父母・父母・義父母・兄弟姉妹・義兄弟姉妹・子・孫 ※配偶者含む

要介護状態とは(年齢に関係なく)

傷害、疾病、精神障害により2週間以上にわたり常時介護を必要とする **A** 又は **B** の状態。

- ◇要介護状態 **A** …公的介護保険制度に基づく要介護3以上程度の認定を受けた状態。
 ・平成23年4月2日以後の要介護認定日であること。
 ・入会日以後に要介護の原因となる傷害や疾病があること。
- ◇要介護状態 **B** …別に定める状態。(詳細は、共済会ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。)

お手続きの手順

- ①上記の条件に該当し、給付の対象である場合は、『介護費用見舞金給付・事前報告書』に必要事項を詳しくご記入の上、共済会までFAX等でご提出ください。(さらに詳しくは本会ホームページに掲載している「介護費用見舞金請求について」をご確認ください)
- ②『介護費用見舞金給付・事前報告書』は、大阪民間共済会ホームページからダウンロードできます。
- ③「介護費用見舞金給付・事前報告書」をご提出頂きましたら、事務代行である大阪府社会福祉協議会から給付申請に関する書類一式をお送りします。大阪府社会福祉協議会のご案内に従ってください。(ご不明点は大阪府社会福祉協議会・保険事業グループにお問合せください。TEL06-6766-7377)

給付金請求に必要な書類

- ・「要介護状態」の証明については、所定の診断書をご提出いただけます。
 ※なお、平成23年4月2日以降、新たに要介護3以上に認定された場合においては、公的介護保険の認定を証明する書類(介護保険被保険者証のコピー)を、医師の診断書に替えることもできます。
- ・親族が2親等以内であることの確認には、戸籍謄本(写)をご提出いただけます。(内容により、住民票(本人及び家族分)もご提出頂く場合があります。)
- ・給付申請書には施設長印(施設長または理事長の承認)が必要です。

ご注意

- ・介護が必要となった傷病の発病時期が共済会の入会日より以前の場合は対象となりません。
- ・給付を受けることができるのは、同一介護対象者につき1回限りとなります。
- ・ご請求内容の確認結果、万が一給付対象外となった場合でも、書類取得にかかる費用は共済会では負担できません。